

教育委員会教育長庁達第2号

教育委員会事務局
各教育機関

堺市教育委員会事務決裁規程(平成14年教育委員会教育長庁達1号)の一部を次のように改正する。

令和7年9月30日

堺市教育委員会
教育長 関 百 合 子

第10条教職員人事部長専決事項を定める部分第1号中「、部分休業」を削る。

第11条第1項教職員人事課長専決事項を定める部分第1号中「、部分休業」を削り、同部分中第5号を第6号とし、第1号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、同部分に第1号として次の1号を加える。

(1) 地方公務員の育児休業等に関する法律に基づく教職員(校長に限る。)の部分休業の承認に関すること(各課長共通専決事項に係るものを除く。)

第12条1項第3号中「及び教職員企画課長専決事項」を「、教職員企画課長専決事項及び教職員人事課長専決事項」に改める。

附 則

この庁達は、令和7年10月1日から施行する。